

三重とこわか国体鳥羽市警備・消防防災業務実施要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体鳥羽市消防防災・警備基本計画に基づき、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」における警備・消防防災業務について、必要な事項を定め、その円滑な準備、運営を期することを目的とする。

2 実施方針

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、警備・消防防災業務の実施にあたり、関係機関・団体等の協力を得て、警備及び消防防災体制に万全を期し、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場（以下、「大会関連施設」という。）並びに宿泊施設その他必要とされる場所とする。

4 基本的事項

警備・消防防災業務の基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 警備業務

実施区域の雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に取り組む。

(2) 消防防災業務

消防法等関係法令のほか、鳥羽市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項に基づき、実施区域の消防防災に取り組む。

5 大会開催前の業務

(1) 体制

関係機関との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 業務内容

ア 警備業務

(ア) 自主警備体制の確立

(イ) その他必要な警備業務

イ 消防防災業務

(ア) 大会関連施設における消防防災体制（救急・救助を含む。）の確立

(イ) 実施区域における予防査察の実施（消防用設備・避難経路の点検及び防火安全対策の指導）

(ウ) 防火防災意識の啓発

(エ) その他必要な消防防災業務

6 大会開催期間中の業務

(1) 警備業務

ア 体制

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、大会関連施設に係員等を配置し、警備体制を整える。

イ 業務内容

- (ア) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備
- (イ) 大会関連施設における選手・監督、役員、一般観覧者等の案内・誘導
- (ウ) 大会関連施設における避難通路の確保
- (エ) 大会関連施設における雑踏事故及びその他の事件、事故の防止
- (オ) 大会関連施設及びその周辺における犯罪の予防
- (カ) その他必要な警備業務

(2) 消防防災業務

ア 体制

実行委員会は、実施本部に消防防災業務を総括する消防警備本部を設置する。また、必要に応じて大会関連施設に現地消防警備本部を設置する。

イ 業務内容

- (ア) 大会関連施設及び宿泊施設における火災等の予防・警戒及び鎮圧
- (イ) 大会関連施設における救急・救助
- (ウ) 大会関連施設の災害発生時における避難通路の確保及び避難誘導
- (エ) 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達
- (オ) その他必要な消防防災業務

(3) 通信連絡業務

実行委員会は、関係機関・団体と連携して、警備・消防防災業務を円滑に行うため必要な通信連絡体制を確立する。

7 大規模災害・突発重大事案に係る諸対策

大会の開催前及び開催期間中において、鳥羽市災害対策本部が設置される大規模災害又は突発重大事案が発生した場合は、鳥羽市地域防災計画などに基づき対応するものとする。

8 広域配宿に係る警備・消防防災業務

広域配宿に係る警備・消防防災業務については、関係機関及び宿泊地市町と調整し、実施するものとする。

9 行幸啓の警備・消防防災業務

行幸啓に係る警備・消防防災業務は、関係機関と協議のうえ別に定めるものとする。

10 炬火イベント等の警備・消防防災業務

炬火イベント等に係る警備・消防防災業務は、関係機関と協議のうえ、別に定めるものとする。

11 準用

第2条から前条までの規定は、鳥羽市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

12 その他

この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。